七北田川の治水対策は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波を契機として平成28年６月に策定された二級河川七北田川水系河川整備基本方針に基づき、基準地点である福室における河道配分流量1,650㎥／秒を流下させるとともに、河口部においては、隣接する仙台湾沿岸における明治29年６月の明治三陸地震に伴う津波及び高潮に対応した堤防高であるＴ．Ｐ．（東京湾平均海面）＋7.2ｍを確保することなどを目標として、河川改修が実施されているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が破堤等したことから、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業である。

本件事業の完成により、新たに設けられた防護水準の堤防が整備されることなどから、洪水、津波及び高潮による被害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

七北田川の河口部には貴重な自然環境である蒲生干潟が存するが、干潟への直接的な影響を回避・低減できるよう既存堤防より陸側の位置に堤防を設置すること、陸域の淡水源から干潟への淡水供給のため堤防に樋門を設置すること等により保全が図られている。

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成28年８月に、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、騒音等について法令に定められた基準を超える値が見られるものの、仮囲いの設置等により基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、起業者が平成28年８月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるコクガン、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、ハヤブサ及びオオセッカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているチュウヒ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロチドリ、コアジサシ等、準絶滅危惧として掲載されているヨシゴイ、ババアメンボ、ヨシダカワザンショウ等、宮城県レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているアカテガニ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているツツイトモ、準絶滅危惧として掲載されているノウルシ、オオクグ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされる種以外のものについても、保全対策の実施により、影響が回避・低減されると予測されている。

主な保全対策として、コアジサシについては、営巣が確認された場合には、営巣地付近への立ち入りを規制することとし、本種が繁殖する兆候を確認した場合は、繁殖適地にコロニーを誘導するとともに、工事中及び工事後において調査を行い、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じて対策を講ずることとしている。ババアメンボについては、本件区間及びその周辺の土地において本種の分布が限られていると考えられ、主たる生息地が改変されることから、代償措置として代替生息地を整備することとしている。ヨシダカワザンショウについては、本件区間及びその周辺の土地において本種の分布が限られていると考えられ、主たる生息地が改変されることから、代償措置として植生及び土壌を移植し、移植先に新たな生息地を創出したのちに個体を移植することとしている。オオセッカについては、生息環境の一部が改変されることから、本件区間周辺に新たに生息環境となるヨシ群落を整備することとしている。コクガンについては、生息環境の一部が改変されるが、本種の休息場所においては、原則、飛来期前に施工することとし、休息場所周辺で飛来が確認された場合には、工事による騒音及び振動に特に配慮すること、両岸同時施工は行わないこと、飛翔後に施工を開始することとしている。アカテガニについては、生息環境の一部が消失又は縮小するが、本種の移動経路を調査し、水域と陸域とを相互に移動できるようにするとともに、上陸した稚ガニが陸へ戻れるような構造としている。

植物については、ノウルシ及びオオクグについては、主たる生育地が改変されることから、代償措置として個体を移植するほか、消失する個体の種子を予め採取し、移植地へ播種することとしている。また、これらの種については工事中及び工事後において一定期間調査を行い、生息及び繁殖状況並びに生育状況を監視し、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じて対策を講ずることとしている。加えて、起業者は、引き続きモニタリング調査を実施するとともに、今後工事による改変箇所及びその周辺において重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全対策を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、宮城県教育委員会との協議の結果、発掘調査の必要はないことが既に確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が破堤等したことから、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、堤防を整備する案（以下「河川部申請案」という。）並びに水門及び堤防を整備する案の２案による検討を行ったのち、干潟に面した区間の堤防について、既設堤防嵩上げ案、堤防法線重視案及び引き堤案（以下「干潟部申請案」という。）の３案による比較が行われている。河川部申請案と他案とを比較すると、河川部申請案は、取得面積が多いものの、河川の切り回しを行わないため、河川環境へ与える影響が小さいこと、大規模な切り回し工事を伴わないため、施工性に優れていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、河川部申請案が最も合理的であると認められる。

次に、干潟部申請案と他案とを比較すると、干潟部申請案は取得面積が多いものの、干潟部での施工範囲を最も縮小できるため、干潟環境に最も配慮していること、仮締め切りの設置が最小限になるため、施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、干潟部申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。